

実施公告

次のとおり公募を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 6月10日

名古屋競輪組合 管理者
名古屋市長 河 村 たかし

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋競輪場施設整備検討調査業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7年 3月21日まで

(4) 契約上限金額

6,096,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとしなない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (6) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- (8) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき又は国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
- (9) 過去10年間（平成26年度から令和 5年度まで）に、元請けとして、「自転車競技法」（昭和23年法律第 209号）第 4条に基づき設置する競輪場の施設整備に関する計画策定業務を履行した実績を有する者であること。

3 参加手続

(1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

〒453-0053

名古屋市中村区中村町字高畑68番地

名古屋競輪組合総務部経営企画課

電話 052-411-0013

FAX 052-411-9767

メールアドレス keieikikakukachou@nagoya-keirin.jp

(2) 本公募に係る仕様書等の入手方法

電子メールによる送付とする。送付を希望する者は、(1)のメールアドレスあてに、所在地、商号又は名称、部署名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを添えて電子メールにより依頼すること。

(3) 質問回答

実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式 1）に必要事項を記載し、持参により提出又はファックス若しくは電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 質問期間

令和 6年 6月10日から令和 6年 6月21日17時00分まで（持参により提出する場合は、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第 36号）第 2条第 1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

ウ 回答期限

令和 6年 6月28日

エ 留意事項

(ア) 質問に対する回答は、質問者に対して個別に電子メールにより回答するとともに、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、本公募に係る仕様書等を送付した者に対しても電子メールにより送付する。

(イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が記載されること

があるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に必ず確認すること。

(4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出期間等

ア 提出場所

(1) に同じ

イ 提出期間

令和 6年 7月 1日 9時00分から令和 6年 7月12日17時00分まで（持参により提出する場合は、休日を除く。）

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

エ 提出書類の取扱い

(ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(イ) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は返却しない。

(ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等

b 記入事項を判読できない企画提案書等

c 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等

d 虚偽の事項が記載された企画提案書等

e 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等

f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等

g 上記イの提出期間内に提出されなかった企画提案書等

h その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等

(エ) 上記イの提出期間経過後は、提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本組合から指示があった場合を除く。

- (オ) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後、本組合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書等と同様に取り扱う。
- (カ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋競輪組合情報公開条例（平成13年名古屋競輪組合条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本組合は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書類（令和5年度及び6年度名古屋市競争入札参加資格審査において競争入札参加資格を有すると認定された者については、(イ)、(ウ)及び(エ)の提出を省略できるものとする。）

(ア) 参加資格確認申請書（様式2）

(イ) 商業・法人登記簿謄本

法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で、提出日を含めて3か月以内に発行されたもの。

(ウ) 納税証明書

提出日を含めて3か月以内に発行されたもの。

a 市町村民税、固定資産税

直近年度分。未納額のない旨の証明書でも可。

b 消費税及び地方消費税

所轄の税務署において発行する納税証明書。その3様式やその3の3様式等未納がないことの証明に限る。

(エ) 財務諸表

直近分の貸借対照表及び損益計算書。

イ 企画提案書

(ア) 表紙（様式 3）

(イ) 業務実績（様式 4）

(ウ) 業務の実施方針及び手法（様式は自由。）

仕様書「3 業務内容」に掲げる各項目に沿い、施設整備に関する基本的な考え方や業務の実施方針、検討手法等について提案すること。

(エ) 業務実施体制及びスケジュール（様式は自由。）

本業務を履行するにあたっての実施体制と全体スケジュールについて提案すること。

ウ 見積書

(ア) 見積書（様式 5）

(イ) 積算内訳書

(2) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書

(ア) 正本（1部）及び副本（3部）の合計 4部を作成すること。

(イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

(ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。

(エ) 提案者 1者につき 1提案に限ること。

イ 見積書

見積金額の内訳が分かる書類（積算内訳書）を添付したうえで提出すること。

5 審査及び契約候補者の選定方法

提出された企画提案書等について、次のとおり審査を実施する。

なお、企画提案書の評価は、「名古屋競輪場施設整備検討調査業務委託事業者評価委員」が行う。

(1) 審査の実施

ア 第 1次審査（書面審査）

(ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等により、参加資格の有無について確認するとともに、別添の評価基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第 1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の 5者に対し、下記イの第 2次審査を行う。ただし、企画提案書等の提出者が 5者以下の場合は、書面審査を実施しない。

(ウ) 第 1次審査の結果及び第 2次審査の案内については、令和 6年 7月 24日までに書面又は電子メール（以下「書面等」という。）にて通知する。

イ 第 2次審査（ヒアリング）

(ア) 日程

令和 6年 7月30日

なお、詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第 2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。

(ウ) 評価基準については、第 1次審査と同じものを使用する。

(エ) 本審査への出席者は 3人以内（うち 1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とすること。なお、ヒアリング時間は提案者 1者あたり 20分程度（説明 10分、質疑 10分程度）を予定している。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることのできる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。

(ア) 指名停止（名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、指

名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。)を受けた場合

(イ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が1者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由(以下「無資格理由」という。)を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日

(休日を除く。)以内に、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面等で行う。

6 審査結果の通知及び結果の公表

審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して書面等により通知する。

7 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付時間

9時00分から17時00分まで

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行う。なお、書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金の納付義務
有
ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 本公募の提案者が本組合から受領した書類は、本組合の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (6) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。
- (7) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本組合が認める場合はこの限りではない。
- (8) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (9) この契約において、談合その他の不正行為により本組合が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (10) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。